

市町別の病気休暇中の給与の取扱いの状況(平成20年4月1日現在)

団体名	国と同様	国より有利
津 市	○	
四日市市		○
伊勢市	○	
松阪市	○	
桑名市	○	
鈴鹿市	○	
名張市	○	
尾鷲市	○	
亀山市	○	
鳥羽市	○	
熊野市	○	
いなべ市	○	
志摩市	○	
伊賀市	○	
木曾岬町	○	
東員町	○	
菰野町	○	
朝日町	○	
川越町	○	
多気町	○	
明和町	○	
大台町	○	
玉城町	○	
度会町	○	
大紀町	○	
南伊勢町	○	
紀北町	○	
御浜町	○	
紀宝町	○	
市 計	13	1
町 計	15	0
合 計	28	1

(注) 1 国の病気休暇は、休暇の期間は必要最小限度の期間、休暇の期間が引き続き90日超えた場合、俸給(いわゆる基本給)は半減することとなっております。
 2 病気休暇は、私傷病(結核性を除く。)の場合の取扱いを示しています。